

令和6・7年度 高島市小規模工事等契約事業者登録申請の手引き

【一般的事項】

- 1 この登録制度は、市の建設工事入札参加有資格者名簿に未登録で、市内に事業所（本店）を置く事業者に対し、建設業法の許可を受けなくとも、市が発注する軽微な小規模工事等（設計金額が消費税込みで30万円未満）の受注機会を拡大し、公平公正に活用することにより、市内の経済の活性化を図ることを目的とします。

- 2 登録者の取扱い

小規模工事等契約事業者登録申請書（様式第1号）および誓約書（様式第2号）を提出し、審査に合格した方は、高島市小規模工事等契約事業者登録者名簿に登録され、併せて庁内に周知されることにより、高島市が発注する小規模工事等契約の際に業者等選定の対象となります。

ただし、契約等を約束するものでなく、業者選定に際しては、工事の内容等を考慮し、入札参加資格者を選定する場合がありますのでご承知ください。

また、申請書受理後に高島市の契約の相手方として不適当と認められた場合は、登録抹消等を行った後に通知します。

- 3 申請受付期間及び受付時間

(1) 受付時間 9時から5時まで（ただし正午から午後1時までを除く）

(2) 受付場所 高島市役所本館2階 総務部契約検査課

(3) 提出方法 持参または郵送

提出された申請書は、審査し適当と認められる場合、契約事業者として登録します。

- 4 登録の有効期間

登録の有効期間は2年間（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）となります。

ただし、途中受付については、登録した日から有効期間の終了の日までとします。

また、申請後に、廃業等又は住所、代表者氏名等の変更があったときは、すみやかに小規模工事等契約事業者登録変更・廃止届（様式第3号）を提出しなければなりません。

【契約に関する事項】

1 発注の方法

市が小規模工事等を発注するときは、原則として複数の登録者の見積り競争によって、最も低い価格を提示した登録者と契約することになります。

なお、見積りを依頼されても都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は、その旨担当者へ連絡をしてください。

見積り競争の結果は、発注課等の担当者から最低見積りに速やかに電話等にて連絡します。

2 契約の方法

契約者となった場合は、発注課等の指示に従って原則書面（請書もしくは契約書）により契約します。

なお、この制度による契約保証金は原則として免除されます。

3 契約の履行

契約の履行は、高島市契約規則、高島市建設工事執行規則等、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約は原則として自ら履行しなければなりません。一括下請け（丸投げ）及び市が認めた場合以外の下請けはできませんので、申請時の登録希望工種の記載範囲は、自ら施工できる工事の種類（3業種以内）を記載してください。

4 請負代金の支払い

請負代金の支払いは工事等完了後に行う検査に合格後、請求に基づき、原則として口座振込の方法により支払います。

支払い期間は、適正な請求書を受理した日から40日以内となります。

5 不正行為等の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は決して行わないでください。

業務に関して不正または不誠実な行為等が認められた場合は、契約解除を含め登録の抹消を行うことになります。

6 登録者名簿の公開

この制度による登録者名簿は庁内に公開するほか、契約制度の透明性を図る観点から一般に公開する場合がありますのでご承知ください。

【申請書の書き方等】

1 所在地または住所

主たる事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っているときは、自宅の住所を記入してください。

2 商号または名称

法人は、商業登記簿の記載に基づき記入してください。個人事業主は、通常使用している商号又は名称がある場合はそれを記入し、無い場合は記入しないでください。

3 代表者職および氏名

法人は、商業登記簿に記載された代表者の職、氏名を記入ください。個人事業主は、商号がある場合は通常使用している代表職名、氏名を記入してください。

4 印 鑑

登録申請書（様式第1号）の実印欄について、法人は印鑑登録した法人の代表者印を使用して下さい。個人事業主についても印鑑登録された実印で申請してください。ゴム印等の変形しやすいものは認められないのでご注意ください。

なお、使用印鑑欄に押印した印鑑は、登録期間中に見積書、請書、契約書、請求書等に使用することになります。

5 電話及びFAX番号

電話及びFAXは、重要な連絡手段となりますので必ず記入してください。

なお、個人事業主の場合は、公表されることに留意した上で携帯電話の登録も可能です。

6 希望工事

3工種以内であれば内容の制限はありませんが、「工事の種類」に該当する工種を記入してください。なお、発注担当課等ではこの内容を見て業者等を選定しますので、別表の「小規模工事等の種類および内容」を参考にしてできるだけ具体的に1欄1業務で受注を希望する順序で記入ください。

また、希望工事を履行するために必要な法的な資格、免許等を有する必要がある工種の場合は、その名称を記入し、免許証等の写しを添付してください。

7 提出書類

◎法人の方が申請する場合

申請書（様式第 1 号）	1 部
商業登記簿謄本	1 通（3 箇月以内に証明のもの、写し可）
法人代表者印の印鑑証明書	1 通（3 箇月以内に証明のもの、写し可）
市税の納税証明書（未納がない証明）	1 通（3 箇月以内に証明のもの、写し可）
誓約書（様式第 2 号）	

◎個人の方が申請する場合

申請書（様式第 1 号）	1 部
印鑑証明書	1 通（3 箇月以内に証明のもの、写し可）
身分証明書	1 通（3 箇月以内に証明のもの、写し可）
市税の納税証明書（未納がない証明）	1 通（3 箇月以内に証明のもの、写し可）
誓約書（様式第 2 号）	

8 提出にあたっての留意事項

- (1) 申請書の提出は、郵送または持参とします。
 - (2) 提出書類が不足している場合、または提出書類の記載事項に不備がある場合は、受付できませんので、十分ご確認のうえ提出してください。
 - (3) 提出書類は高島市小規模工事等契約事業者登録申請書類確認表により整理し、A 4 ファイル（黄色系、環境対応商品）によりファイル綴じで提出してください。
- なお、ファイルの表紙および背表紙には、会社名等を記載してください。

<問合せ先>

高島市役所	総務部 契約検査課
T E L	0740-25-8501（直通）
F A X	0740-25-8100